

議案第 98 号

多可町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

多可町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 25 年 12 月 5 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町下水道条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

多可町下水道条例（平成17年多可町条例第185号）の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準等（第3条の2—第3条の7）

第2章 排水設備の設置等（第4条—第10条）

第3章 公共下水道の使用（第11条—第27条）

第4章 雑則（第28条—第38条）

第5章 罰則（第39条—第41条）

附則

第26条第1項中「毎使用月において」を「隔月定例日（使用料算定の基準日としてあらかじめ町長が2月ごとに定めた日をいう。）において、使用者が排除した汚水の量に応じ」に、「合計金額」を「より算定した額に消費税等相当額を加えた額」に、「10円未満の」を「1円未満の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長が必要と認めたとき又はやむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に当月分として使用料の額を定めることができる。

第26条第2項中「特別な場合における使用料の計算」を「使用者が排除した汚水の量の算定」に改め、「次に」の次に「各号に」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 水道水を使用した場合は、多可町水道事業給水条例（平成17年多可町条例第183号）の規定により算定した水道の使用水量とする。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。
- (3) 水道水及び水道水以外の水を併用した場合は、水道の使用水量に使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する水量を加えたものとする。
- (4) 営業等により、使用水量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、町長は、使用者の申告に基づいてその汚水の量を認定する。

第26条に次の1項を加える。

3 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に、同法の規定による税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に、同法の規定による税率を乗じて得た金額の合計額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）をいう。

第40条を第41条とし、第39条を第40条とする。

第38条第8号中「第27条の」を「第28条の」に改め、同条第9号中「第28条の」を「第29条の」に改め、同条第10号中「第31条第2項」を「第32条第2項」に改め、同条を第39条とする。

第4章中第37条を第38条とし、第33条から第36条までを1条ずつ繰り下げる。

第32条第1項中「管渠の」を「管渠^{きよ}の」に改め、同条第2項中「管渠の」を「管渠^{きよ}の」に改め、同条を第33条とする。

第31条第1項及び第2項中「第30条第1項の」を「第31条第1項の」に改め、同条第3項中「暗渠を」を「暗渠^{きよ}を」に、「第30条の5の」を「第31条の5の」に改め、同条第4項中「第30条の5の」を「第31条の5の」に、「暗渠を」を「暗渠^{きよ}を」に改め、同条を第32条とする。

第30条の8第1号中「暗渠に」を「暗渠^{きよ}に」に、「第30条の4第1項に」を「第31条の4第1項に」に改め、同条第2号中「暗渠使用料を」を「暗渠^{きよ}使用料を」に改め、同条第3号中「暗渠を」を「暗渠^{きよ}を」に改め、同条第4号中「暗渠の」を「暗渠^{きよ}の」に改め、同条を第31条の8とする。

第30条の7第1項中「第30条の3第1項の」を「第31条の3第1項」に改め、同条第2項中「暗渠に」を「暗渠^{きよ}に」に、「第30条の4第1項の」を「第31条の4第1項の」に改め、同条を第31条の7とする。

第30条の6中「第30条第1項の」を「第31条第1項の」に改め、同条を第31条の6とする。

第30条の5第1号中「暗渠の」を「暗渠^{きよ}の」に改め、同条第2号中「暗渠の」を「暗渠^{きよ}の」に改め、同条第3号中「暗渠の」を「暗渠^{きよ}の」に改め、同条を第31条の5とする。

第30条の4の見出し中「暗渠」を「暗渠^{きよ}」に改め、同条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同項第1号中「暗渠に」を「暗渠^{きよ}に」に改め、同号ア中「暗渠の」を「暗渠^{きよ}の」に改め、同号イ中「管渠」を「管渠^{きよ}」に、「暗渠の」を「暗渠^{きよ}の」に改め、同号ウ中

「堅牢」を「堅牢」に、「耐蝕性」を「耐蝕性」に改め、同項第3号中「暗渠の」を「暗渠の」に改め、同項第7号中「暗渠の」を「暗渠の」に改め、同項第8号中「暗渠に」を「暗渠に」に改め、同条第5項中「暗渠の」を「暗渠の」に、「暗渠使用料」を「暗渠使用料」に改め、同条を第31条の4とする。

第30条の3の見出し中「暗渠」を「暗渠」に改め、同条第1項中「暗渠に」を「暗渠に」に改め、同項第1号中「暗渠の」を「暗渠の」に改め、同項第2号中「暗渠の」を「暗渠の」に改め、同項第3号中「暗渠の」を「暗渠の」に改め、同条を第31条の3とする。

第30条の2の見出し中「暗渠」を「暗渠」に改め、同条第1項中「暗渠で」を「暗渠で」に、「暗渠」を「暗渠」に、「暗渠に」を「暗渠に」に改め、同条を第31条の2とする。

第30条第1項ただし書中「第28条の」を「第29条の」に改め、同条を第31条とし、第29条を第30条とし、第28条を第29条とし、第27条を第28条とする。

第3章中第26条の次に次の1条を加える。

(特別な場合の使用料の算定)

第27条 月の途中において処理施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したときの使用料は、1か月として算定した金額に消費税等相当額を加えた額とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第26条関係)

種別	基本使用料 (1か月につき)	従量使用料 1 m ³ につき	
一般家庭、地区内の 集会施設、公衆便 所、消防庫、その他 施設	1,500円	11 m ³ から50 m ³ まで	150円
		51 m ³ から200 m ³ まで	180円
		201 m ³ から	210円
一時使用	1 m ³ につき	420円	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

多可町下水道条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p><u>目次</u></p> <p><u>第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）</u></p> <p><u>第 1 章の 2 公共下水道の構造の技術上の基準等（第 3 条の 2 — 第 3 条の 7）</u></p> <p><u>第 2 章 排水設備の設置等（第 4 条—第 10 条）</u></p> <p><u>第 3 章 公共下水道の使用（第 11 条—第 26 条）</u></p> <p><u>第 4 章 雑則（第 27 条—第 37 条）</u></p> <p><u>第 5 章 罰則（第 38 条—第 40 条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>（使用料の算定方法）</p> <p>第 26 条 使用料の額は、<u>毎使用月において別表第 2 に定めるところに合計金額（その金額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。</u></p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）</u></p> <p><u>第 1 章の 2 公共下水道の構造の技術上の基準等（第 3 条の 2 — 第 3 条の 7）</u></p> <p><u>第 2 章 排水設備の設置等（第 4 条—第 10 条）</u></p> <p><u>第 3 章 公共下水道の使用（第 11 条—第 27 条）</u></p> <p><u>第 4 章 雑則（第 28 条—第 38 条）</u></p> <p><u>第 5 章 罰則（第 39 条—第 41 条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>（使用料の算定方法）</p> <p>第 26 条 使用料の額は、<u>隔月定例日（使用料算定の基準日としてあらかじめ町長が 2 月ごとに定めた日をいう。）において、使用者が排除した汚水の量に応じ別表第 2 に定めるところにより算定した額に消費税等相当額を加えた額（その金額に 1 円未満の端数が</u></p>

現 行	改 正
<p>2 <u>特別な場合における使用料の計算は、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>月の途中において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの使用料は、使用日数が15日を超えるときは、1か月とみなして算定した金額とし、使用日数が15日以下のときは、1か月と見なした額の2分の1とする。</u></p> <p>(2) <u>前号のほか、特別な場合の使用料計算方法は、町長が別に定める。</u></p>	<p>生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。<u>ただし、町長が必要と認めたとき又はやむを得ない理由があるときは、定例日以外の日</u>に当月分として使用料の額を定めることができる。</p> <p>2 <u>使用者が排除した汚水の量の算定は、次に各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>水道水を使用した場合は、多可町水道事業給水条例（平成17年多可町条例第183号）の規定により算定した水道の使用水量とする。</u></p> <p>(2) <u>水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。</u></p> <p>(3) <u>水道水及び水道水以外の水を併用した場合は、水道の使用水量に使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する水量を加えたものとする。</u></p> <p>(4) <u>営業等により、使用水量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、町長は、使用者の申告に基づいてその汚水の量を認定する。</u></p>

現 行	改 正
<p>(資料の提出)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p> <p>(行為の許可)</p> <p><u>第28条</u> (略)</p>	<p><u>3 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に、同法の規定による税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に、同法の規定による税率を乗じて得た金額の合計額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）をいう。</u></p> <p><u>(特別な場合の使用料の算定)</u></p> <p><u>第27条</u> 月の途中において処理施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したときの使用料は、1か月として算定した金額に消費税等相当額を加えた額とする。</p> <p>(資料の提出)</p> <p><u>第28条</u> (略)</p> <p>(行為の許可)</p> <p><u>第29条</u> (略)</p>

現 行	改 正
<p>(許可を要しない軽微な変更)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(占有)</p> <p>第30条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(次条に規定する電線又は物件を除く。)(以下「占有物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。ただし、占有物件の設置について<u>第28条</u>の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>暗渠</u>の使用に係る調査)</p> <p>第30条の2 公共下水道の排水施設の<u>暗渠</u>である構造の部分(以下「<u>暗渠</u>」という。)に電線又は令第17条の3に規定する物件(以</p>	<p>(許可を要しない軽微な変更)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(占有)</p> <p>第31条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(次条に規定する電線又は物件を除く。)(以下「占有物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。ただし、占有物件の設置について<u>第29条</u>の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>暗渠</u>の使用に係る調査)</p> <p>第31条の2 公共下水道の排水施設の<u>暗渠</u>である構造の部分(以下「<u>暗渠</u>」という。)に電線又は令第17条の3に規定する物件(以</p>

現 行	改 正
<p>下「電線等」という。)を設け、継続して公共下水道の排水施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、当該暗渠<u>について</u>の使用についての可能性を確認する調査（以下「調査」という。）を町長に申請しなければならない。</p>	<p>下「電線等」という。)を設け、継続して公共下水道の排水施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、当該暗渠<u>きよ</u>について使用についての可能性を確認する調査（以下「調査」という。）を町長に申請しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(暗渠の使用)</p>	<p>(暗渠<u>きよ</u>の使用)</p>
<p>第30条の3 暗渠に電線等を設け、継続して公共下水道の排水施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p>	<p>第31条の3 暗渠<u>きよ</u>に電線等を設け、継続して公共下水道の排水施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p>
<p>(1) 暗渠の使用の目的</p> <p>(2) 暗渠の使用の期間</p> <p>(3) 暗渠の使用の場所</p>	<p>(1) 暗渠<u>きよ</u>の使用の目的</p> <p>(2) 暗渠<u>きよ</u>の使用の期間</p> <p>(3) 暗渠<u>きよ</u>の使用の場所</p>
<p>(4)～(7) (略)</p>	<p>(4)～(7) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

現 行	改 正
<p>(<u>暗渠</u>の使用に係る条件)</p> <p>第30条の4 町長は、前条の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる基準の<u>すべて</u>に適合するときは、当該使用を許可することができる。</p> <p>(1) <u>暗渠</u>について使用の申請をする者（以下「申請者」という。）が敷設しようとする電線等が以下の技術基準に適合すること。</p> <p>ア 電線等を設置する箇所が下水の排除及び<u>暗渠</u>の管理上支障がない箇所であること。</p> <p>イ 電線等を敷設する<u>管渠</u>の断面積に占める当該電線等の断面積の割合及び電線の本数が下水の排除及び<u>暗渠</u>の管理上支障がないものであること。</p> <p>ウ 電線等の構造が<u>堅牢</u>で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、<u>耐蝕性</u>及び耐水性のあるものであること。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 申請人がその責に帰すべき事由により<u>暗渠</u>の使用に係る許可の取消しを受けたこと（許可の取消しを受けた法人において、</p>	<p>(<u>暗渠</u>の使用に係る条件)</p> <p>第31条の4 町長は、前条の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる基準の<u>全て</u>に適合するときは、当該使用を許可することができる。</p> <p>(1) <u>暗渠</u>について使用の申請をする者（以下「申請者」という。）が敷設しようとする電線等が以下の技術基準に適合すること。</p> <p>ア 電線等を設置する箇所が下水の排除及び<u>暗渠</u>の管理上支障がない箇所であること。</p> <p>イ 電線等を敷設する<u>管渠</u>の断面積に占める当該電線等の断面積の割合及び電線の本数が下水の排除及び<u>暗渠</u>の管理上支障がないものであること。</p> <p>ウ 電線等の構造が<u>堅牢</u>で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、<u>耐蝕性</u>及び耐水性のあるものであること。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 申請人がその責に帰すべき事由により<u>暗渠</u>の使用に係る許可の取消しを受けたこと（許可の取消しを受けた法人において、</p>

現 行	改 正
<p>当該取消しがあった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力有すると認められる者を含む。次号において同じ。）であったことを含む。）がないこと。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>暗渠</u>の使用が道路法（昭和27年法律第180号）その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受けるものにあつては、道路占用許可その他の公物の占用の許可等（変更の許可等も含む。）の取得が可能であると見込まれること。</p> <p>(8) 使用の申請に係る<u>暗渠</u>において下水道の管理その他の公共目的の電線等を敷設する具体的な計画があり、電線等を複数敷設することが困難な場合においては、当該公共目的の電線等と一体的な敷設が可能であると見込まれるとき。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 町長は、第1項の許可を受けたものから、<u>暗渠</u>の使用に係る使用料（以下「<u>暗渠使用料</u>」という。）を徴収する。</p>	<p>当該取消しがあった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力有すると認められる者を含む。次号において同じ。）であったことを含む。）がないこと。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>暗渠^{きよ}</u>の使用が道路法（昭和27年法律第180号）その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受けるものにあつては、道路占用許可その他の公物の占用の許可等（変更の許可等も含む。）の取得が可能であると見込まれること。</p> <p>(8) 使用の申請に係る<u>暗渠^{きよ}</u>において下水道の管理その他の公共目的の電線等を敷設する具体的な計画があり、電線等を複数敷設することが困難な場合においては、当該公共目的の電線等と一体的な敷設が可能であると見込まれるとき。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 町長は、第1項の許可を受けたものから、<u>暗渠^{きよ}</u>の使用に係る使用料（以下「<u>暗渠^{きよ}使用料</u>」という。）を徴収する。</p>

現 行	改 正
<p>(許可の条件)</p> <p>第30条の5 町長は、前条第1項に規定する許可をするときは、次に掲げる事項について、許可する際の条件に定めるものとする。</p> <p>(1) 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、町長に対して自己の責めに帰すべき事由により<u>暗渠</u>の使用の中止を求める場合には、当該使用者の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。</p> <p>(2) 使用者は、<u>暗渠</u>の使用期間を満了した際に使用の更新の申請をしない場合には、当該使用者の負担により電線等を除却し公共下水道を原状に回復しなければならないこと。</p> <p>(3) 使用者は、<u>暗渠</u>の使用の許可が取り消された場合には、当該使用者の負担により電線等を除却し公共下水道を原状に回復しなければならないこと。</p>	<p>(許可の条件)</p> <p>第31条の5 町長は、前条第1項に規定する許可をするときは、次に掲げる事項について、許可する際の条件に定めるものとする。</p> <p>(1) 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、町長に対して自己の責めに帰すべき事由により<u>暗渠^{きよ}</u>の使用の中止を求める場合には、当該使用者の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。</p> <p>(2) 使用者は、<u>暗渠^{きよ}</u>の使用期間を満了した際に使用の更新の申請をしない場合には、当該使用者の負担により電線等を除却し公共下水道を原状に回復しなければならないこと。</p> <p>(3) 使用者は、<u>暗渠^{きよ}</u>の使用の許可が取り消された場合には、当該使用者の負担により電線等を除却し公共下水道を原状に回復しなければならないこと。</p>
<p>(占有期間)</p> <p>第30条の6 <u>第30条第1項</u>の規定による占有の期間は、5年以内とする。</p>	<p>(占有期間)</p> <p>第31条の6 <u>第31条第1項</u>の規定による占有の期間は、5年以内とする。</p>

現 行	改 正
<p>(使用期間等)</p> <p>第30条の7 <u>第30条の3第1項の規定による使用の期間は、5年以内とする。</u></p> <p>2 町長は、使用者が使用の期間を満了する前に、引き続き<u>暗渠</u>に電線等を設け、継続して排水施設を使用する申請をした場合において、当該申請者が<u>第30条の4第1項の規定にする基準に適合する</u>ときは、当該更新の申請を許可するものとする。ただし、町長が当該更新の許可をしないことについて合理的な理由があると認められた場合はこの限りでない。</p>	<p>(使用期間等)</p> <p>第31条の7 <u>第31条の3第1項規定による使用の期間は、5年以内とする。</u></p> <p>2 町長は、使用者が使用の期間を満了する前に、引き続き<u>暗渠</u>に電線等を設け、継続して排水施設を使用する申請をした場合において、当該申請者が<u>第31条の4第1項の規定にする基準に適合する</u>ときは、当該更新の申請を許可するものとする。ただし、町長が当該更新の許可をしないことについて合理的な理由があると認められた場合はこの限りでない。</p>
<p>(使用許可の取消し)</p> <p>第30条の8 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者の使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用が<u>暗渠</u>に敷設した電線等が<u>第30条の4第1項に規定する基準に該当しなくなった場合</u></p> <p>(2) 使用者が、<u>暗渠使用料を支払わなかった場合</u></p> <p>(3) 使用者が、使用期間中に使用の許可を受けていた<u>暗渠</u>を使用している実態がない場合</p>	<p>(使用許可の取消し)</p> <p>第31条の8 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者の使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用が<u>暗渠</u>に敷設した電線等が<u>第31条の4第1項に規定する基準に該当しなくなった場合</u></p> <p>(2) 使用者が、<u>暗渠使用料を支払わなかった場合</u></p> <p>(3) 使用者が、使用期間中に使用の許可を受けていた<u>暗渠</u>を使用している実態がない場合</p>

現 行	改 正
<p>(4) 使用者が、<u>暗渠</u>の使用に係る虚偽の申請を行うことによつて使用の許可を受けた場合</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(原状回復)</p>	<p>(4) 使用者が、<u>暗渠^{きよ}</u>の使用に係る虚偽の申請を行うことによつて使用の許可を受けた場合</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(原状回復)</p>
<p>第31条 <u>第30条第1項</u>の占有許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける必要がなくなったときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると町長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 町長は、<u>第30条第1項</u>の占有許可を受けた者に対し、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p> <p>3 町長は、使用期間が満了したとき、又は使用者が<u>暗渠</u>を使用する必要がなくなったときは、当該使用者に対して、<u>第30条の5</u>の規定に基づき定めた原状回復について必要な指示をすることができる。</p> <p>4 町長は、<u>第30条の5</u>の規定に基づき定めた原状回復に係る条件</p>	<p>第32条 <u>第31条第1項</u>の占有許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける必要がなくなったときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると町長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 町長は、<u>第31条第1項</u>の占有許可を受けた者に対し、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p> <p>3 町長は、使用期間が満了したとき、又は使用者が<u>暗渠^{きよ}</u>を使用する必要がなくなったときは、当該使用者に対して、<u>第31条の5</u>の規定に基づき定めた原状回復について必要な指示をすることができる。</p> <p>4 町長は、<u>第31条の5</u>の規定に基づき定めた原状回復に係る条件</p>

現 行	改 正
<p>の内容にかかわらず、使用期間が満了した場合又は使用者が<u>暗渠</u>を使用する必要がなくなった場合において、公共下水道を原状に回復することが不適當であると認めるときは、使用者に対して、必要な指示をすることができる。</p> <p>(公共下水道付近地の掘削)</p> <p>第32条 公共下水道の排水<u>管渠</u>の付近地で掘削作業を行おうとする者は、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>2 町長は、前項の工事を行おうとする者に対し、公共下水道の排水<u>管渠</u>の機能を維持し、又はその構造を保全するために必要な指示をすることができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料等に係る督促)</p> <p>第34条 (略)</p>	<p>の内容にかかわらず、使用期間が満了した場合又は使用者が<u>暗渠</u>を使用する必要がなくなった場合において、公共下水道を原状に回復することが不適當であると認めるときは、使用者に対して、必要な指示をすることができる。</p> <p>(公共下水道付近地の掘削)</p> <p>第33条 公共下水道の排水<u>管渠</u>の付近地で掘削作業を行おうとする者は、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>2 町長は、前項の工事を行おうとする者に対し、公共下水道の排水<u>管渠</u>の機能を維持し、又はその構造を保全するために必要な指示をすることができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料等に係る督促)</p> <p>第35条 (略)</p>

現 行	改 正
<p>2 (略)</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p><u>第35条</u> (略)</p> <p>(総代理人の選定)</p> <p><u>第36条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第37条</u> (略)</p> <p>(過料)</p> <p><u>第38条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>第27条</u>の規定による資料の提出を求められてこれを拒否</p>	<p>2 (略)</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p><u>第36条</u> (略)</p> <p>(総代理人の選定)</p> <p><u>第37条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第38条</u> (略)</p> <p>(過料)</p> <p><u>第39条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>第28条</u>の規定による資料の提出を求められてこれを拒否</p>

現 行			改 正			
し、又は怠った者			し、又は怠った者			
(9) <u>第28条</u> の許可を受けないで法第24条第1項の行為をした者			(9) <u>第29条</u> の許可を受けないで法第24条第1項の行為をした者			
(10) <u>第31条第2項</u> 、第3項及び第4項の規定による指示に従わなかった者			(10) <u>第32条第2項</u> 、第3項及び第4項の規定による指示に従わなかった者			
(11) (略)			(11) (略)			
(料金を免れた者に対する過料)			(料金を免れた者に対する過料)			
<u>第39条</u> (略)			<u>第40条</u> (略)			
(両罰規定)			(両罰規定)			
<u>第40条</u> (略)			<u>第41条</u> (略)			
<u>別表第2</u> (第26条関係)			<u>別表第2</u> (第26条関係)			
<u>中地区公共下水道使用料</u>						
種別	基本料金 (1か月につき)	付加料金 (人数割) (1か月につき)	種 別	基本使用料 (1か月につ き)	従量使用料 1 m ³ につき	
一般家庭	3,675円	世帯員1人につき262.5円	一般家庭、地区内の	1,500円	11m ³ から50m ³ まで	150円
地区内の集会施設、公衆	3,675円	—				

現 行			改 正			
便所、消防庫等			集会施設、公衆便所、消防庫、その他施設	51㎡から200㎡まで	180円	
				201㎡から	210円	
上記以外の施設	3,675円	建物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人数算定基準 J I S A 3302—2000（昭和44年建設省告示第3184号）を参考にして、町長が別に定めた人数に262.5円を乗じた金額	一時使用	1㎡につき 420円		
<u>貴船地区特定環境保全公共下水道使用料</u>						
種別	基本料金 (1か月につき)	付加料金 (人数割) (1か月につき)				
一般家庭	3,885円	世帯員1人につき 262.5円				
地区内の集会施設、公衆便所、消防庫等	3,885円	—				
上記以外の施設	3,885円	建物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人数算定基準 J I S A 3302—2000（昭和44年建設省告示第3184号）を参考にして、町長が別に定めた人数に262.5円を				

現 行			改 正
		乗じた金額	
<u>公共下水道概算使用料</u>			
種別	基本料金 (1か月につき)	付加料金(人数割) (1か月につき)	
一時使用	5,250円	—	
<p><u>備考</u></p> <p>1 この表に掲げる基本料金は、公共ます1個に対する金額で、 共同住宅の場合は、1戸を公共ます1個とみなす。</p> <p>2 この表に掲げる人数割の算定は、毎月末における住民基本台 帳を基準とし、翌月の付加料金から適用する。</p>			